資　料

昭和56年度

通信回線問題をめぐる各界提言・要望集成

昭 和 56 年 11 月

JIPDEC

財団法人　日本情報処理開発協会

この資料は，日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて昭和５６年度に実施している「情報化の推進に関する調査研究」の一環としてとりまとめたものであります。

回線自由化をめぐる勧告・提言・要望等一覧（発表日順）

中心問題		政策構想フォーラム（p1）	日本情報センター協会（p7）	EDPユーザー団体連合会（p13）	行政管理庁（p19）	経済団体連合会（p29）	情報産業振興議員連盟（p35）	電気通信政策懇談会（p39）	全国電気通信労働組合（p55）	電電公社（新聞報道等による）	オンライン推進委員会改め汎ネットワーク推進委員会（p63）	
1．共同使用 タテマエに重要な相違はあるが，実体的な結論に大差はないものと思われる。	枠づけ				ネガリスト方式		ネガリスト方式	ポジ許認可制または個別認可制前提			「接続」についてのみのネガリスト	枠づけ
2．他人使用 「情報通信業」という，欧米にはない新概念の創設，その規制の是否は重要な争点と思われる。	志向	独占と競争の混在，通信資源の有効活用	原則自由		電信電話的業務を除き現行規制廃止	原則自由	制限撤廃	原則自由	ネットワークは一元所有，運営 回線利用については，電信電話的業務等を除き自由化	原則自由	完全自由	志向
3．VAN VANの定義，解釈（通信処理の概念）の成行。	共同使用	完全自由	原則自由	完全自由		原則自由	MSG交換を含む自由化	MSG交換規制残存		原則自由	完全自由	共同使用
4．公社の組織 第三セクター案（それに伴なう子会社（複数）の出現可能性）の成行と民間への影響（特に処理サービス，データベース・サービスおよびニューメディアにおける民業との関係）	他人使用 「情報通信業」	完全自由	データ通信のときMSG交換自由に	完全自由		データ通信のときMSG交換自由に	MSG交換を含む自由化	「情報通信業」に対する「許可制等」		データ通信のときMSG交換自由に 基幹的サービス以外はなんらかの規制のもとに民間も	完全自由 「情報通信業」概念に反対	他人使用 「情報通信業」
	VAN	原則自由		出現を待望		認める方向で検討すべし		（上に含ましめる）			完全自由	VAN
	接続			（公—特—公）を含む完全自由		（公—特—公）を含め緩和	（公—特—公）についても不特定多数対象を除き，自由化	（公—特—公）個別認可		公—特は原則自由 公—特—公はデータ通信の時個別認可	ネガリスト制前提の原則自由	接続
	処理サービス（市場）		公社と平等形態認容		独算確保，収支区分明確化	公正競争条件		分野調整，公正競争条件	公正競争条件の設定		公正競争市場	処理サービス（市場）
	料金		オンラインは電話と別体系料金で	オンラインには別体系料金		遠近格差是正		決定手段再検討				料金
	組織論	民業を圧迫する部門は分離			（経営のあり方を検討の要）	（引きつづき検討）		事業部制導入	民営化反対	（第三セクタ案，ただし現状案，民営化案も）		組織論
	改革手順	情報・通信基本法の設定 公衆法の全面改正 データ通信法は反対	公衆法改正			関連法制の抜本見直し	現行法下でも可能なものは速やかに実施	公衆法改正 新法制定	（電気通信審議会の独立）	出来る限り早期に実現	当面令改正 基本：3法全面見直し	改革手順
	新情報サービス					DBS育成 社会情報システムの開発促進			積極的に対応		今後，研究・発言の対象	新情報サービス

＊考えられる枠づけの種類
①法令による直接規制（ポジリスト，ネガリスト両様があり得る），②規程の認可権による間接規制（ポジリスト，ネガリスト両様があり得る），
③個別の事例ごとの審査認可（個別認可），④届出制（条件付と無条件の両様があり得る）

目　　次

比較表 ……

資料１．活力ある分権的情報社会へ（政策構想フォーラム） …… 1

資料２．通信回線問題に関する要望書（(社)日本情報センター協会） … 7

資料３．通信回線利用制度改善に関する要望書

（ＥＤＰユーザー団体連合会） … 13

資料４．データ通信に関する行政監察結果に基づく勧告

（行政管理庁） …… 19

資料５．情報化の推進に関する提言（(社)経済団体連合会） …… 29

資料６．情報産業の発展と通信回線問題について

（情報産業振興議員連盟） …… 35

資料７．８０年代の電気通信政策のあり方(抄)

（電気通信政策懇談会） …… 39

資料８．今後における公衆電気通信事業のあり方

（全国電気通信労働組合） …… 55

資料９．電気通信制度の転換期に際し新たな情報ネットワーク化

社会展望のための提言（汎ネットワーク推進委員会） …… 63

資料1

活力ある分権的情報社会へ

—— データ通信政策に関する提言 ——

1980.12

政策構想フォーラム

提　　言

〔提言１〕　情報・通信基本法を制定すべきである。

まず総論として，情報化社会の基本的方向についての合意をうるために「基本法」を設定する必要がある。いわゆる基本法なるものが具体的にどれだけ効果があるかについては疑問もないではない。しかし情報化という未踏の領域に入ってゆくには，その憲法ともいうべき基本法をまず設定して，基本的な方向づけを固めておくことが望ましい。１０年ほど前にも情報基本法を設定すべきだという動きがあり，与野党の合意までえられていたが，当時はまだ未来論的な感があったためか実現していない。それとの差異を明らかにするために，また通信問題の重要性を強調するために基本法の名称は「情報・通信基本法」とするのが適切であろう。

この情報・通信基本法の内容としては，まず情報化社会の基本的枠組みである「プライバシー保護」と「情報公開」について，その基本的な視点を明らかにし，プライバシー保護についてはたとえば情報収集目的の特定化，情報の使用制限，等のいわゆるプライバシー原則を，また情報公開については，基礎的データベースの構築に不可欠な官庁データの公開原則等を明記する。

つぎに，情報化社会の基本は，情報ストックを形成してゆくことであり，それをより豊かにすることによってエネルギー資源を欠く日本経済の基礎が築かれるという基本ビジョンを明示する。また，情報ストックを活用しかつ増殖してゆくには，国民ひとりひとりの創意工夫と知恵が活かされるべきこと，すなわち資源の分権的活用と新規参入の原則をうたう。また，この分権的活用の原則を認めたうえで，外部不経済を回避し，資源を保全するという観点からその

管理運営の原則を明らかにする。

また，情報・通信政策を推進するためには，各省庁の業務を調整する内閣直属の機関が必要であることを明示する。

以上の基本法をうけて，情報公開法，プライバシー保護法等の個別立法が行われ，また通信に直接かかわるものとしては新電気通信法の制定，放送法の改正等が必要になる。現在，通信にかんしてはデータ通信法の設定というようなかたちで問題がとりあげられているが，われわれとしてはそのような部分的修正ではなく，公衆電気通信法自体を全面的に改正するというかたちで新たに新電気通信法を作成する必要があると考える。新しい酒は新しい皮袋にもらねばならない。

〔提言2〕　新電気通信法は次の5原則をふまえて作成されるべきである。

①　電気通信の供給形態については，独占と競争の混在を原則とし，通信の各局面別にどのような市場構造が望ましいかは，通信資源の有効な活用と保全という基準に基づいて判定する。

②　電々公社の業務は，インフラストラクチャーとしての通信網を管理運営することを基本とする。電々公社が，民業を圧迫するおそれのある事業を行う場合には，その事業にかかわる施設・人員・技術・ノウハウ等を分離し，それを民間の事業体に移行させたうえで営業させるものとする。また，なんらかの技術的な理由のためにそれが困難で，公社の付帯事業として行わざるをえない場合であっても，それは公社の特権に基づいた差別価格等による不当な民業圧迫が行われていないことを立証しうる場合にのみ認めうるものとする。

③　電々公社の提供する通信回線を利用し，それになんらかの機能を付加して通信サービスを販売する付加価値通信業者の参入は，原則として自由とする。

また，原則①の必然の結果として，通信回線利用の他人使用，共同使用の制限等は設けない。

④　電気通信分野における産業の健全な発展を図るために，電気通信の信頼性確保・自己責任・損害賠償問題等に対処するために公共的な措置をとる。そのために技術的安全性基準，損害賠償基準等を設定し，保険制度と第三者による判定機関（海難裁判所のごときもの）を設ける。

⑤　電気通信にかかわる基本問題を審議するため建議権を持つ審議会を設け，また各省間の調整を行うための内閣直属の組織を設ける。

〔提言3〕　情報化に伴う必要な行政改革を行うべきである。

情報化の第二段階を迎えた現時点をその好機としてとらえ，かつそれを突破口として行政全般を新しいシステムに移行させるという発想が望まれる。具体的には，たとえば郵政省の一部と通産省の一部を統合して情報・通信庁（仮称）に再編成するというような思いきった改革が必要である。

〔提言4〕　情報・通信政策に関する特別調査会を設置すべきである。

情報・通信政策を前進させるためには，以上の諸点にかんする広い範囲の国民的な議論が不可欠である。アメリカにおける通信政策の特別調査（インクワイアリー）（16頁参照）に準じて，この問題にかんする特別調査会が設けられ，各属の意見が十分に聴取されることを関係当局に強く要望したい。われわれとしても，事態の推

移に応じてさらに具体的な提言を行ってゆきたいと考える。

（以　上）

資料2

通信回線問題に関する要望書

昭和56年4月8日

(社) 日本情報センター協会

昭和５６年４月８日

郵政大臣
山内一郎殿

社団法人 日本情報センター協会
会長 桑江和夫

通信回線問題に関する要望書

かねて，情報処理サービス業のため種々ご高配をいただき厚くお礼申しあげます。

さて，第一次通信回線開放以来，１０年が経過しました。

この間のコンピュータ，通信両面の技術進歩は著しいものがあり，オンライン情報処理は，各方面で普及をみせております。一方，再度にわたる資源・エネルギー制約によって，わが国の社会・経済環境は激変し，情報化の重要性がますます高まっており，その一環として，高度なオンライン情報処理システムの構築が期待されております。

しかるに，各方面で多くの論議がなされているように，現行通信回線利用制度は，きわめて制約が多く，経済諸活動の効率化という社会的要請に対応することは困難な状況にあります。

コンピュータ利用技術・通信メディアの多様化が急速な進展をみせようとしている今日，新時代に即応したデータ通信政策の早急な確立は，上述のような社会的要請に応えるためにも，また，私ども情報処理サービス業の今後の発展のためにも不可欠のことであると考え，ここに下記のとおり要望するものであります。

なお，国際通信回線につきましても，利用制度，料金体系等に関して種々の問題がありますので，その解決のための適切な施策が講ぜられるようあわせて要望する次第であります。

記

1. 特定通信回線の使用形態に関しては，電信・電話的使用を目的とする場合を除き，情報処理にともなう通信は自由とされたい。
2. 日本電信電話公社のデータ通信設備サービスと民間のオンライン情報処理サービスの競合については，民間側が不利とならないよう環境条件の整備をはかられたい。
3. 特定通信回線の料金は，電信・電話のそれと切り離し，極力低廉にかつ遠近格差が少なくなるよう改善されたい。

以　上

別　記

(1)　通信回線利用制度について

特定通信回線に関する現行利用制度には，さまざまな制約があり，有効かつ適切なオンライン情報処理システムの構築という社会・経済の要請に応えるうえで，大きな障害となっている。

特にわれわれ情報処理サービス業が行うオンライン情報処理サービスにおいては，コンピュータ処理とそれに係わるデータの伝送が，いわゆるメッセージスイッチングとみなされる等の理由により，社会ニーズに適合し，また技術的にも望ましいシステムの構築が不可能な場合が多い。

この制約の根拠は，公衆通信は公共事業体によって独占されるべきであるという考え方にもとづくものであろうが，情報処理と通信との結合であるオンライン情報処理は，電信・電話とは性格を異にするものであり，創意工夫による多彩なサービスが可能である。このようなオンライン情報処理は電信・電話のような公衆通信と同一には律せられない。

市場ニーズは強いが，現行制度のもとで構築が困難な回線利用形態として，次のような例がある。

①　情報処理サービス業者のコンピュータと顧客（あるいは他の情報処理サービス業者）のコンピュータとの結合による資源の相互利用。また，それぞれのコンピュータが通信回線ネットワークに接続されている場合のネットワーク相互間のデータの交流。

②　顧客の端末から入力されたデータを複数のコンピュータを経て他方の端末に出力すること。

③　情報処理サービス業者のコンピュータを中心として，複数の企業を結ぶシステム。

④　顧客が自社のコンピュータによって，社内情報システムを構築する場合，情報処理サービス業者によるオンラインシステムの提供。

⑤　データベースのディストリビュータに対する情報処理サービス業者のオンラインシステムの提供。

以上のような場合も含め民間の創意工夫が活かされるよう，電信・電話的使用を目的とする場合を除き，情報処理にともなう通信は自由とされたい。

なお，通信回線利用制度の改正に当っては，行政の簡素化，利用者の利便の見地から，誰もがどのようなオンラインシステムの構築が禁止されるか，あらかじめ予測できるよう基準を明確にし，裁量の余地をできるだけ少なくするよう要望する。

(2)　データ通信設備サービスについて

民間情報処理サービス業も漸次成長したとみられる昨今，昭和５３年の公共企業体基本問題会議において，日本電信電話公社（以下「電電公社」という）が行うことについて積極的な理由が乏しいとされたデータ通信設備サービスと民間の情報処理サービスとの調整が必要と考えられる。

電電公社は，このデータ通信設備サービスの提供について，民間の情報処理サービス業と較べると，

①　通信回線利用制度上，電電公社のみが可能なサービス分野，形態があること。

②　過去の電信・電話事業を背景としたぼう大な資源，資産を利用できること。

③　法律によって保障された有利な資金調達ができること。

④　公租公課が極めて軽く剰余の蓄積とその投資が容易なこと。

等の面で著しく優位な立場にある。

これらの要因が健全な民間のオンライン情報処理サービス業の発展を阻害していると考えられるので，電電公社は公共法人としての位置付けを明確にし，データ通信設備サービスについても，これにそった分野に徹することが望ましい。

少なくとも，以下の諸点については改善されるよう要望する。

① 現在の通信回線利用制度上，電電公社のデータ通信設備サービスのみが可能とされている回線の利用形態については，民間の情報処理サービス業に対しても，平等に同様の利用形態を認めること。

② データ通信設備サービスについては，独立採算を厳守すること。

③ システム設計，プログラム作成等の償却期間等について実態に即した見直しをすること。

④ 「センター接続サービス」において，一般の回線使用料よりはるかに安価な料金でサービスしているが，このような例についても再検討すること。

(3) 通信回線利用料金について

オンライン情報処理は，電信・電話とは性格を異にするので，その料金体系は電信・電話のそれとは区別して設定されることが望まれる。

特定通信回線は，パケット交換や回線交換などのディジタル交換網普及後も，大容量通信に適した回線として，その需要は伸び続けるものと思われる。

したがって，特定通信回線の料金は，ディジタル交換網のそれと整合性を保ちつつ，技術革新の成果を反映して極力低廉かつ遠近格差の少ない体系に改善されたい。

以　上

資料3

通信回線利用制度改善に関する要望書

昭和５６年６月２５日

ＥＤＰユーザー団体連合会

昭和５６年 ６ 月２５日

郵 政 大 臣

山 内 一 郎 殿

ＥＤＰユーザー団体連合会

会 長 鈴 木 藤 雄 印

参加団体（アルファベット順）

バロース研究会

会 長 有 賀 慎一郎 印

ＦＡＣＯＭファミリ会

会 長 後 藤 勝 忠 印

ＨＩＴＡＣユーザ研究会

会 長 橋 野 安 正 印

全国ＩＢＭユーザー協議会

委員長 鈴 木 秀 郎 印

ＭＥＬＣＯＭ研究会

会 長 曾 和 正 雄 印

全ＮＥＡＣユーザー会

会 長 川 端 弘 印

ＴＯＳＢＡＣ研究会

会 長 瀬 野 千代松 印

ユニバック研究会

幹事長 小 宮 保 印

通信回線利用制度改善に関する要望書

公衆電気通信法の一部改正以来，コンピューターの利用がより一層高度化，多様化し，オンライン化率の著しい向上とともに，種々のネットワークが開発され，我国の情報化は産業界のみならず，一般の家庭にまでもその利用が拡がろうとしております。

これを情報化社会の到来という向きもありますが，現状はそのように楽観していられるものではありません。

その最大の問題点は，データ通信において情報を「低いコストで自由に交換できない」「早い速度で多量に交換できない」「変形しなければ交換できない」ということであり，諸外国と比較しても不要な時間，費用，工夫をかけなければならない不経済さがあり，国際的情報化についてもすでに相当な遅れをとっております。

この回線利用制度について，従来から自由化をもとめる幾多の要望書，提案書が提出されてきましたが，昨今それらをうけて，貴省および日本電信電話公社等が利用制度についてご検討の由，新聞記事等で仄聞いたしておりけすが，当連合会は今後の回線利用制度の改善について，下記の要望を提出いたしますので，早急にその意図を実現賜りますよう希望いたします。

記

Ⅰ 要 望 事 項

1. 共同使用について

1）データ通信の共同使用は自由に行なうことができるよう希望する。

2）メッセージスイッチングが行なえるよう希望する。

2. 他人使用について

メッセージスイッチングを含む使用が自由に行なえるよう希望する。

3. 相互接続について

相互接続の制限を廃止し，いかなるネットワークもコンピュータを介し自由に接続できることを希望する。

4. ＶＡＮについて

ＶＡＮについては，その出現を待望している。

5. データ端末について

機器認定期間の短縮化とともに，任意の機器をユーザーが自由に選択して使用できるよう希望する。

6. 料金について

特定通信回線の料金体系を，電信電話料金体系とは分離し，抜本的に見直すよう希望する。

Ⅱ 当面速やかに解決を要望する事項

1. 共同使用について

1）一定の業務上の関係の範囲を，自由に回線を使える方向に拡大することを希望する。

2）データ処理にともなうメッセージスイッチングは認めるよう希望する。

2. 他人使用について

データ処理にともなうメッセージスイッチングは自由に行なえるよう希望する。

3. 相互接続について

電子計算機を介しての公衆回線 ― 特定通信回線 ― 公衆回線の接続

（いわゆる公 ― 特 ― 公）については自由に認めるよう希望する。

4. 料金について

特定通信回線料金の遠距離料金を大幅に引き下げることを希望する。

5. ＤＤＸに対する要望について

1）サービス範囲拡大の予定を早期公表し，計画の速やかな実施を希望する。

2）基本料金引き下げの実施を希望する。

3）休日，夜間割引きの実施を希望する。

4）区域外からの特定通信回線接続料金を引き下げるよう希望する。

5）ＢＳＣ端末の接続時期について至急公表されるよう希望する。

6. 日本電信電話公社に対するその他の要望について

以下の事項に関し日本電信電話公社をご指導願いたい。

① 申請手続を簡易にすること。

② 認可までの期間を短縮すること。

③ 休祭日でも開通工事を実施すること。

④ 障害時の原因究明や復旧対策は迅速に行うこと。

⑤ 回線品質や交換機等の信頼性向上をはかること。

以　上

資料4

データ通信に関する行政監察
結果に基づく勧告

昭和５６年７月

行政管理庁

目　　次

前　書　き …… 21

1　通信回線の利用の自由化 …… 23

2　データ通信設備サービスの公正競争条件の
　　確保と経営の在り方 …… 25

3　データ通信設備サービスの事業運営の効率化 …… 27

前　書　き

我が国のデータ通信は，昭和３９年に日本国有鉄道が実施した座席予約システムから始まり，昭和４６年の公衆電気通信法（昭和２８年法律第９７号。以下「公衆法」という。）の改正において，日本電信電話公社（以下「電電公社」という。）及び国際電信電話株式会社（以下「国際電電」という。）の電気通信回線を，データ通信に利用する場合の制限が緩和されたこと等を契機として，預金・為替などの金融業務及び製造業，商社等の生産・販売・在庫などの管理業務を中心に発展してきたが，近年は公害監視，救急医療などの公共的分野を対象とするシステムも増加してきている。

データ通信については，最近の情報処理及び電気通信の分野における急速な技術革新の進展等に伴い，今後も企業経営，行政，学術などの分野で多彩な発展が予想され，国民の福祉の向上にとって極めて重要な役割を果たすものと考えられる。また，データ通信事業については，通信関連産業，コンピュータ産業，ソフトウェア業などの技術先端的な分野と密接に関連した付加価値性の高い産業であることから，その将来には大きな期待がかけられている。

しかしながら，データ通信回線（以下「通信回線」という。）の使用に関する現行の法制は，公衆電気通信業務を電電公社又は国際電電の独占とする法体系の中で定められており，技術革新の進展と多様化する需要に即応できない規制となっていることから，データ通信の利用分野の拡大，新たなシステムと効率的なネットワークの開発，形成を進める上で，現在においては支障となっている面が認められる。

また，電電公社は，データ通信に用いる電気通信回線の提供サービスを行っているほか，データ通信が揺らん期にあった昭和４３年に全国地方銀行システ

ムを手掛けたのに始まり，現在では販売在庫管理，科学技術計算，自動車登録検査など広範囲な分野にわたってデータ通信設備サービスを行っている。

ところが，電電公社は，競争分野であるデータ通信設備サービスで毎年度多額の欠損を生じており，その業務運営の効率化が緊要とされていることに加え，この欠損を電話等の収益で補てんしている上，民間情報処理サービス業者には許されていない通信回線の使用形態によるサービスを行っていること等から，公正な競争条件を欠いているとの指摘もある。

このような状況にかんがみ，データ通信に関する制度，業務運営等の実態を調査した結果，次のとおり改善を要する事項が認められた。

1　通信回線の利用の自由化

通信回線の使用については，法令等で列挙されている範囲に原則として限定されているため，次のようにデータ通信に関する需要の多様化，高度化と分散処理化の傾向に対応できなくなってきている面がある。

①　電気通信回線を複数の者がデータ通信のために共同して使用（以下「共同使用」という。）するには，使用者間の業務上の関係等が郵政省令で定める基準に該当する場合を除き，郵政大臣の個別認可が必要とされ．しかも，認可申請は通信回線の使用申込者でなく，電電公社又は国際電電が行うこととされ，また，具体的な認可基準も明示されていない。

ところが，データ通信のシステム開発のためには，相当の準備期間，費用等を要するものであることから，認可の見通しが立たないままシステム開発を進めることができないとし，物流上あるいは資本系列上密接な関係にある企業などにおいてもデータ通信の導入を断念しているもの等がみられる。

②　民間情報処理サービス業者相互間又は民間情報処理サービス業者と顧客との間の電子計算機にそれぞれ接続する端末機間のデータ通信は認められていない等のため

㋐　民間情報処理サービス業者が相互に提携できないでいるもの

㋑　顧客が民間情報処理サービス業者からデータを磁気テープに入力してもらい，その搬送を受けて改めて自らの電子計算機に入力しデータ処理を行っているもの

等，顧客の需要に即応した効率的なデータ通信サービスが行えないものがみられる。

③　メッセージ交換（情報が内容を変更されることなく電子計算機を通過す

ることをいう。）は，原則として認められていないため

㋐　最近急速に性能が向上してきたミニコンピュータを使い分散処理化を計画したが，この場合一部情報がミニコンピュータを素通りしメッセージ交換に該当する等のため，効率的なデータ通信システムを構成できないでいるもの

㋑　メッセージ交換を含む等のため，端末機の運用について相手方と業務委託契約を締結したり，分室を設けたりして単独使用の形をとっているもの

等がみられる。

データ通信という名目の下に不特定多数の者を対象に電信・電話的業務を行い，実質的に公衆電気通信事業者と差異がないような特定のものについては，何らかの規制を行う必要があるにしても，これ以外のものについては基本的に利用者の要望にこたえられるようにすべきものと考えられる。

データ通信は，民間の自由な創意と工夫により，技術革新の進展と多様化する需要に対応して一層の発展が期待されるものであるので，通信回線の使用上の制約については必要最小限度のものにとどめ，かつ，何が許されない使用形態かをあらかじめ明定しておくべきものと考えられる。

したがって，郵政省は，電信・電話的業務を行うなどの公衆電気通信業務に重大な影響を及ぼすこととなる特定の場合を除き，通信回線の使用に関する現行の規制を廃止する必要がある。

2　データ通信設備サービスの公正競争条件の確保と経営の在り方

データ通信は，昭和４６年の公衆法の改正により，電気通信回線をデータ通信に利用する場合の制限が緩和されたこと等に伴い，電電公社のほか民間においてもこれを業として行うことが可能となった。

現在，電電公社及び民間情報処理サービス業者で競争が行われているが，電電公社におけるデータ通信設備サービスに関する制度及び運営の状況をみると，次のように公正競争条件が必ずしも確保されているとはみられないもの等がある。

① データ通信設備サービスの部門で昭和５２年度以降毎年度約５００億円の欠損を出し，これを電話等の収益で補てんしつつ民間情報処理サービス業者と競争しており，しかも，データ通信設備サービスと電話等の公衆電気通信事業との収支区分は，予算，決算上明確になっていない。

② データ通信設備サービスの回線費用は，内部取引で計上されているものの，当該費用は，民間情報処理サービス業者の場合支払うべき金額を相当下回ったものとなっている。

③ システムの設計・建設費等を８年間で回収することとし料金を設定しているが，実態に合っていない面がある。

④ 現行の法令等では，民間情報処理サービス業者に認められていないメッセージ交換を含むデータ通信サービスを提供している。

また，電電公社は，通信回線の使用申込みを通じて民間情報処理サービス業者の回線利用態様等を知り得る立場にある。

このような条件の下に電電公社は，公共企業体として公共性の高いシステム，全国的ネットワークを構成するシステム及び開発先導的システムを主体として提供することとしているが，近年，民間情報処理サービス業者

が急速に成長してきており，電電公社のシステムと類似するものが多くなってきている。

したがって，郵政省は，データ通信設備サービスについては，当面，データ通信設備サービスの独立採算性の確保，電話等の公衆電気通信事業との収支区分の一層の明確化等の措置を講ずることについて電電公社を指導するとともに，その経営の在り方についても検討する必要がある。

3　データ通信設備サービスの事業運営の効率化

電電公社のデータ通信設備サービスについては，毎年度，顧客数は増加し，経営規模も拡大の一途をたどってきているが，最近においては毎年度約500億円の欠損を生じており，その経営の効率化が緊要とされている。

データ通信設備サービスの運営状況をみると，次のように効率性を欠くとみられるものがあった。

① 販売在庫管理サービス及び科学技術計算サービスは，需要予測が過大であったため，収入総額が減価償却費をも下回っているなど過剰投資となっている。

② センターの中には，稼動率が極めて低いにもかかわらず，近隣センターとの統廃合がいまだ行われていないものがある。

③ センターの要員数は，同規模の民間情報処理サービス業者と比較し多くなっているものがあり，また，同規模のセンター間でも要員数に格差が生じている。

したがって，郵政省は，電電公社に対し，データ通信設備サービスの事業運営の効率化を図るため，次の措置を講ずるよう指導する必要がある。

① 既存センターを稼動率に照らし最適規模に統廃合するとともに，今後のセンターの新設に当っては，需要予測を的確に行い，過剰投資とならないよう努めること。

② 民間情報処理サービス業者の要員配置を勘案する等により，要員配置の合理化を図ること。

資料5

情報化の推進に関する提言

昭和56年7月28日

(社) 経済団体連合会

昭和５６年 ７ 月２８日

情報化の推進に関する提言

社団法人 経済団体連合会

はじめに

８０年代を展望するとき，経済・社会環境の変化に即応して，情報化の推進，即ち広くコンピュータ利用の高度化を図ることが，わが国経済にとって緊要な課題である。

特に，今後資源エネルギーの制約など，一段と厳しさを増す内外環境の中で，資源小国であるわが国としては，情報化を基盤に各産業毎に一層の知識集約化，高度化を進めるとともに，いわゆる知識，情報産業を育成していくことが必要であり，また企業間，産業間の関係の緊密化ならびに国際化の促進という要請に応えるためにも情報化の進展は不可欠である。さらに"小さい政府"実現への要望が高まる中で国民福祉の維持向上を図る上においても，行政の効率化とともに，教育，医療，環境などの諸分野における情報化を推進していく意義は極めて大きい。

ひるがえって，わが国の情報化の現状をみると，近年，情報処理ならびに通信の技術は飛躍的な発展を遂げ，両者が融合して多種多彩な情報処理システムが構築されつつある。

今後コンピュータ利用の高度化を推進していくためには，このような技術進歩を可能な限り活用し得るような体制整備を図ることが，何よりも肝要である。

コンピュータ利用高度化の具体的な課題としては，各企業内においては生産面の合理化から進んで，事務分野での生産性向上や経営の意思決定を支援するためのコンピュータ利用が重要となりつつある。さらに今後は，単に企業内，産業内にとどまらず広範な活動領域におけるコンピュータ・ネットワークの構

築が求められよう。また，社会・経済の発展という観点からは，米国等に比し大幅に立ち遅れているデータベースの振興や，わが国では漸く緒についたばかりのいわゆる社会情報システムの開発促進も重要な課題である。他方，わが国において情報化の促進上の主要な障害となりつつあるのが，ひとつは現行の通信回線利用制度にかかわる諸規制であり，もうもとつはソフトウェア開発における生産性の伸び悩みである。前者が上述のデータベース育成，社会情報システムの開発を含め情報処理システムの構築にとって，ますます大きな制約要因となりつつあることは否定できないところであり，またコンピュータ・ハードウェアの性能向上に比してのソフトウェア開発の生産性の低さも"ソフトウェア危機"といわれるような情報処理推進上の隘路を生じさせるに至っている。コンピュータの活用による情報処理システムの高度化を達成していくためにも，こうした問題を速やかに改善する必要がある。

以上のような観点から，われわれはここに(1)データ通信回線利用の自由化，(2)ソフトウェアの開発と流通の促進，(3)データベースの育成，(4)社会情報システムの開発促進，の4点につき産業界としての見解を取りまとめた。政府その他関係方面においては，本提言の趣旨を踏まえ，速やかに問題の解決に当るよう要望する。

1. データ通信回線利用自由化への提言

〔データ通信回線利用制度について〕

(1) 共同使用ならびに他人使用に係わる規制については，電信電話的利用を制限するために必要なものを除き，これを撤廃すべきである。

(2) コンピュータを介してのメッセージ交換は禁止されているが，データ通信に伴うメッセージ交換はこれを認めるべきである。

(3) 回線の相互接続に関する規制については，公衆通信回線 ― 特定通信回線 ― 公衆通信回線の接続を含め，回線利用の効率化，高度化の観点からこれを緩和すべきである。

(4) 国際間のデータ通信についても，その振興を図る観点から国際条約等を尊重しつつ可能な限り回線利用制限を緩和すべきである。

(5) データ通信回線の利用料金は欧米諸国に比べ遠近格差が極めて大きくなっており，これを是正すべきである。

〔その他の要望事項〕

(1) 付加価値通信など高度な通信処理業を民間に認めることは，電気通信政策の根幹に触れる問題であり慎重な検討を要しようが，肌理細かなサービス提供の観点から民間企業の創意工夫を活かすためにも，その参入を認める方向で検討すべきである。

(2) 日本電信電話公社の提供するデータ通信設備サービスについては，公共的，全国的，技術先導的という三原則に則るとともに，技術開発の成果を速やかに公開すること，民間企業との間で不公平が生じないよう条件を設定することなど，民間情報処理業を不当に圧迫することのないよう十分な措置が講ぜられるべきである。

以上に述べた制度の見直しを実施するに当っては，郵政省令，認可基準の改正等運用面で解決しうる部分については直ちに改善を進めると同時に，画像通信，衛星通信等の新たな技術の進展をも展望しつつ，早急に公衆電気通信法等関連法制の抜本的な見直しを進めるべきである。

なお，情報化を推進する上で日本電信電話公社の位置付けは重要な問題であり，またその経営形態のあり方は今次行政改革の検討課題ともなっているので，当会としても公社のあり方等について引続き検討を進めていきたい。

2. ソフトウェアの開発の生産性向上ならびに流通促進に関する提言

(1) ソフトウェアに対する助成策をより強化するとともに，その重点を汎用性のあるソフトウェアの開発に絞るべきである。

(2) 汎用プログラムに関し，クリアリング・ハウスの設置等により，ユーザーが必要な情報を容易に入手することを可能とする制度を確立すべきである。

(3) ソフトウェアの客観的価値基準確立の観点から，著作権保護等の権利関係を明確にすることが必要である。

(4) ソフトウェア流通の基盤として，アンバンドリング（ソフトウェアとハードウェアの価格を分離すること）の徹底を図るべきである。

(5) コンピュータ・メーカーは，ユーザー企業の優れたプログラムを買い上げて，これを汎用化し，広く販売すること，また，ユーザー企業も商品として市場に流通する汎用プログラムを購入し活用することが望まれる。

3. データベース育成に関する提言

(1) データベースの開発に当っては，エネルギー問題等国益上重要なデータベース，ならびにバーゲニング・パワーとなるような世界的に未開発の分野におけるデータベースなどを戦略的に選択すべきである。

(2) データベースの開発には多額のコストと長期間を要するため，民間開発者に対しては欧米に例をみるよう資金面その他の助成策を講ずべきである。

また，公的機関が開発・実施するデータベースにおいて得られたノウハウは積極的に民間への移転を図るべきである。

(3) データベースの内容充実を図る観点から，政府保有データは行政機密に属するものは除き原則として公開し，積極的活用を図るべきである。

(4) データベースに関し各種の案内等を行うクリアリング・ハウスの設置を検討すべきである。

(5) データベースにおけるコード，キーワード，検索手順等の各種標準化，規格化を推進すべきである。

(6) 情報提供サービスに係わる著作権，複製権等権利関係の明確化を図るとともに，情報，データ，知識に対する対価支払いの慣行確立のため啓蒙活動の展開が望まれる。

4. 社会情報システムの開発促進に関する提言

(1) 社会情報システムの開発は主として官主導で行われるにしても，開発後の運用については可能な限り民間の活力をいかすことが望まれる。なお，開発に当っては関係各省庁が一体となって取り組むべきことは当然である。

(2) 社会情報システムの開発に当っては，システム立案時に計画を公表し，広く関係者の合意を形成する努力を払うとともに，開発後の運用に当ってもその技術的成果ならびに経営状況等を公開すべきである。

(3) システムの運用に当っては特にプライバシーの保護とシステムの信頼性保持に配慮すべきである。

以　上

資料6

〔提　　言〕

情報産業の発展と通信回線問題について

昭和５６年８月２２日

情報産業振興議員連盟

会　長　　倉　成　　正

提　　言

情報産業の発展と通信回線問題について

情報産業振興議員連盟
会長　倉成　正

情報産業振興議員連盟は，結成以来コンピュータの利用を中心とする情報化の促進に努めてきた。

今後コンピュータの利用は，その技術的発展と相まって益々高度化する傾向にあるが，このなかにあって最も重要な方向はコンピュータと通信手段の融合である。現在の通信回線に加え光ファイバーも実用に供され，さらに通信衛星の発展とその重要性が注目されることになろう。ここ数年のうちに通信手段，なかでも通信衛星の発展と利用は，現在わが国で考えられている以上に大きな拡がりをみせ，日本が環太平洋における政治・経済の中心となるために重要な役割を果すものと思われる。すなわち，コンピュータ技術と通信手段の発展はその間の融合を必然ならしめており，その融合により情報産業の発展が大きく期待されているのである。

情報産業振興議員連盟は，こうした長・中期的観点から，情報産業と通信手段の融合，それによる多彩な情報処理サービスの発展を推進して行く方針であるが，このような将来的展開のためには，きわめて立ち遅れている通信衛星の開発促進を含めて通信手段の利用制度について抜本的な改善が必要であると考えている。

その観点から当面のわが国の通信回線の利用制度について連盟内に通信回線委員会を設置して度重なるヒアリングを行い，また各界から出された意見を分析し，かつ，訪米視察団を派遣するなど精力的に多角的に検討を加えてきた。

その結果，オンライン情報処理にともなう通信回線の利用制度について次のごとく提言する。

記

1. オンライン情報処理の振興のため，通信回線の利用に関する制限を撤廃し，民間の創意と工夫が最大限に発揮できるようその利用を自由とすべきである。

2. 自由化にあたっては

(1) 公共的な電信電話業務に重大な影響を及ぼさないよう配慮すべきである。

(2) 共同使用，他人使用のいずれにあっても，情報処理にともなう若干のメッセージ・スウィッチングを含むことは技術の現状から当然のことであり，不特定多数者を対象とするメッセージ・スウィッチングを行う場合を除き，事業規制などの制限的方策はとるべきではない。

(3) 相互接続については，公 — 特接続は自由とし，公 — 特 — 公については，不特定多数者を対象とするメッセージ・スウィッチングを行う場合を除き自由とすべきである。

3. 規制を要するものについてはその範囲を明定して，それ以外は自由な通信回線の利用を認めるというネガティブ・リスト方式とすべきである。

4. 以上を実施するためには，所要の法的措置が必要になると考えられるが，本問題の緊急性を考えて，現行法の範囲内で実施可能な事項については，可及的速やかに，法改正を待つまでもなく実施に移すべきである。

資料7

電気通信政策懇談会提言

８０年代の電気通信政策のあり方

（抄　　録）

昭和５６年８月２４日

８０年代の電気通信政策のあり方

目　　次

はじめに

第１部　８０年代の電気通信政策 …… 略

第１章　社会環境の変化と電気通信の動向 …… 〃

第１節　技術の進歩とニーズの高度化・多様化 …… 〃

第２節　安定成長への移行 …… 〃

第３節　社会の情報化の進展 …… 〃

第４節　国際的相互依存関係の進展 …… 〃

第２章　政策策定に当たっての基本的な考え方 …… 〃

第１節　政策の総合的な推進 …… 〃

第２節　政策の柔軟化 …… 〃

第３節　民間能力の活用 …… 〃

第４節　電気通信網の整備と公衆電気通信事業体の役割 …… 〃

第５節　最終需要者の利益保護 …… 〃

第６節　国民的コンセンサスの形成 …… 〃

第２部　主要課題に対する政策のあり方 …… 〃

第１章　電気通信における新秩序の確立 …… 〃

第１節　総合的電気通信政策の推進 …… 〃

第２節　市場原理の導入 …… 〃

第３節　市場原理が導入されない分野における課題 …… 〃

第４節　当面の緊急課題　データ通信回線利用の自由化 …… 〃

第２章　公衆電気通信事業体のあり方 …… 略
第１節　民間情報通信業のあり方 …… 〃
第２節　競合分野の調整と公正競争条件の設定 …… 〃
第３節　経営の改善 …… 〃
第４節　電電公社の経営形態のあり方等について …… 〃
第３章　電気通信の高度化の推進とそれに伴う問題点
に対する対応 …… 〃
第１節　電気通信網の高度化・高信頼化 …… 〃
第２節　技術開発の推進 …… 〃
第３節　通信方式の標準化 …… 〃
第４節　データベースの振興 …… 〃
第５節　画像通信の普及発展 …… 〃
第６節　衛星通信の利用分野の明確化及び利用制度の確立 …… 〃
第７節　電気通信の高度化に伴う問題点への対応 …… 〃
第４章　国際化への対応と国際社会への貢献 …… 〃
第１節　国際化への対応のあり方 …… 〃
第２節　国際協力のあり方 …… 〃
第５章　政策審議機関の拡充強化 …… 〃

第３部　緊急課題 …… 43
第１章　データ通信回線利用の自由化 …… 44
第１節　共同使用 …… 45
第２節　他人使用 …… 46
第３節　相互接続 …… 47

第２章　データ通信回線利用の自由化に関連する諸問題 …… 48
第１節　民間情報通信業のあり方 …… 48
第２節　競合分野の調整と公正競争条件の策定 …… 48
第３節　データ端末市場発展のための環境整備 …… 50
第４節　データ通信回線利用に係る料金のあり方 …… 51
座長談話 …… 52

第 3 部

緊 急 課 題

８０年代を展望すると，以上述べてきたように，電気通信は一層進展する社会の情報化，産業構造の高度化等を推進する国の重要なインフラストラクチャーとしての役割を担うこととなり，あわせて多くの課題の解決が必要とされる。その中でも８０年代の初頭に立った現在において特に早急な解決が必要とされるのは，データ通信回線利用の自由化問題と認められる。

したがって，データ通信回線利用の自由化問題については，当面の緊急課題としてその解決の方向等につき具体的に提言することとする。

第１章　データ通信回線利用の自由化

データ通信を中心とする新しい電気通信分野は，電電公社・国際電電のもつ高い技術力に支えられた電話網等の基幹的ネットワークを利用する形態において著しい発展を遂げてきた。その高度で多様な一層の発展は，わが国の経済・社会の情報化，効率化に大きく貢献するものと期待されている。そうした過程において，電電公社・国際電電の果たす役割は大きい。

しかしながら新しい分野において利用者から求められる種々のサービスに対応するためには，新しい電気通信サービスの提供において，電電公社・国際電電の努力も必要であるが，電電公社・国際電電がこのすべてを提供することは可能ではなく，民間能力が活用され，民間企業の参入による創意工夫によって多様なサービスへの対応が実現されることが必要となる。このためには，電電公社・国際電電が提供するデータ通信回線の利用制度は，民間企業の創意工夫が十分に生かされるようより自由なものとなっていなければならない。

また，データ通信回線利用の自由化が推し進められた後においても，電電公社・国際電電が，急速に開化することが見込まれる新しい電気通信の分野にお

いて，データ通信回線を提供することは，国民経済的にみても適当であると同時に新たに発生する需要に応え得る電気通信設備の整備，拡充という重要な責務を担っている。さらに，民間情報通信業者が提供することが困難な，全国的・公共的・技術先導的分野において，電電公社・国際電電が果たすべき役割が今後とも大きいことは言うまでもない。

このような観点にたってデータ通信回線利用の自由化を次のとおり行うことが適当と認められる。

なお，国際通信に関する分野については，関係国際条約，相手国の同意の必要性等国際通信が有する特殊性についての配慮が必要である。

第1節　共同使用

現在，電電公社・国際電電が提供するデータ通信回線を，二人以上の者が共同で使用する場合，その範囲を無制限に認めることは，電電公社・国際電電の業務範囲をおかすおそれがあるとの観点から，一定の制限が課せられている。例えば，その範囲については，製造業者と卸売業者相互間とか普通銀行相互間等のように，原則として一定の業務上の関係を有する企業間等についてのみしか共同使用は認められていない。

また，認められた場合においても，その回線を使用してメッセージスイッチングを行うことは許されていない。

このような制約が，企業等のデータ通信の分散処理化，関連業務のシステム化の拡大，コンピュータネットワーク化の促進等の動向を抑制する結果を招来していると考えられるので，これを次のように改める必要がある。

(1)　「一定の業務上の関係」の範囲を拡大して，業務上の関係を有する企業間等については，ほとんどの企業等がデータ通信回線の共同使用が自由に

できるようにする。

(2) さらに，ある特定の業務上の関係を有する企業間等の場合には，そのデータ通信回線の共同使用に当たり，メッセージスイッチングも行えることとする。

※メッセージスイッチング：内容を変更することなく情報を媒介する電子計算機の本体の使用

第2節　他人使用

電電公社・国際電電の提供するデータ通信回線の使用契約を締結した者が，その回線を他人の通信の用に供する場合（他人使用）は，電電公社・国際電電と類似の業務を行うこととならないようメッセージスイッチングの禁止のほか，例えば，電子計算機で処理した情報を通信回線を介して別の端末に出力させることができない等の使用上の態様について一定の制限が課せられている。今後，電気通信と情報処理の融合がますます進む中で生ずる多様なニーズに対応し得るためにこのような制約を次のように改める必要がある。

(1) 情報処理と結合した多彩な電気通信サービスの提供が可能となるようにするため，メッセージスイッチングを含む使用の態様を次により自由に行えることとする。

① 民間企業の創意工夫が生かされ，顧客の多様なニーズに適合する高度で多彩なデータ通信サービスの提供ができるよう回線利用の制度はできるだけ自由であることが必要である。

② 民間の情報通信業としては，加入電信電話等メッセージスイッチングのみを行うような使用態様及び電気通信に関する国家的なインフラストラクチャーとして位置づけられるようなものを除き，電気通信回線の自

由な使用態様が認められるものでなければならない。

③　この場合，通信の秘密の確保，最終需要者を含むユーザーの保護，技術的不具合の排除等情報通信業が有する「公衆電気通信事業」としての公益的側面から何らかの措置が必要となる。

④　このため，許可制を含む何らかのチェックを行うことは適当と認められる。しかしながらチェックに当たっては，その基準が限定的かつ明確に定められねばならない。

(2)　メッセージスイッチングを含まない場合の使用については，届出のみにより自由に行えることとする。

第３節　相互接続

特定通信回線と公衆通信回線を電子計算機を介して接続することについては，現在，郵政大臣の個別認可の対象となっているが，今後は次のような方向で対処することが必要である。

電子計算機を介して特定通信回線と公衆通信回線を接続することは，原則として自由とする。

ただし，電子計算機を介しての，公衆通信回線・特定通信回線・公衆通信回線の接続いわゆる公 ── 特 ── 公接続については，今後の技術進歩等に伴って種々の使用形態が出現し，いわゆる電信電話的使用が行われることも予想される。これをチェックするため，当分の間，個別認可により対処することが適当である。

第２章　データ通信回線利用の自由化に関連する諸問題

第１節　民間情報通信業のあり方

データ通信を中心とする新しい電気通信分野の発展を図るための一方策として，電電公社・国際電電が提供する基幹的通信網・基幹サービスをベースとし，経済社会の多様なニーズに対し，きめ細かく，かつ，高度なサービスを提供し得る新しい情報通信事業体の出現基盤が整備されなければならない。

データ通信回線利用の自由化に伴って，データ通信は，さらに多様かつ高度に利用することが可能となり，また，利用者にとっても種々の新しいデータ通信サービスの提供を受けることが可能となる。

情報通信業とは，このような多彩なデータ通信を，電気通信サービスとして，広く企業・社会・国民等に提供する事業であり，データ通信回線利用の自由化に伴い，今後，急速に発展することが見込まれる。

情報通信業のこのようなサービスの提供に当たっては，自由な競争市場において行われることが，国民経済的にみて有益と認められるが，一方，情報通信業が，電気通信サービスとして顧客の情報を送受・媒介する場合には，通信の秘密の確保など事業の公益的側面について，十分な配慮が求められる。

したがって，情報通信業者のうち，データ通信回線利用の自由化に伴ってメッセージスイッチングを含むデータ通信サービスを提供しようとする者については，許可制等のもとで高度多彩な電気通信サービスを提供する新たな「公衆電気通信事業者」として位置づけられる必要がある。

第２節　競合分野の調整と公正競争条件の策定

1.　競合分野の調整

データ通信回線利用の自由化に伴い，民間情報通信業においては，一層多種多彩なサービスの提供が可能となるが，この分野においては，電電公社・国際電電の同種の事業との間において，秩序ある競合関係を保ちながら，それぞれの特徴を生かしつつ，社会の多種多様なニーズに応えていくことが今後一層必要となってくる。

このために，特に電電公社のデータ通信設備サービスの提供に当たっては，全国性・公共性・技術先導性という従来からの三原則に則りつつ，さらに民間情報通信業者との共同，協調関係の確立を図ることについても配慮することが必要である。

2. 公正競争条件の策定

情報通信の分野において，電電公社と民間情報通信業者との間において秩序ある競合関係が成り立ち，調和ある発展が図られるような公正競争条件が設定される必要がある。

このためには，電電公社については，次の点に留意することが必要である。

(1) 会計制度

独立採算制の確保に立ち，競合分野と独占分野における収支帰属を明確にする区分計理システムを確立し，これを担保するために計理の公開が求められる。

(2) 内部相互補助

独占分野の収益を競合分野に投入するような内部相互補助は，原則として排除されるべきである。

(3) 経営組織

公正競争を確保するためには，経営組織の面でもその改善が求められ，

例えば，組織的に独立性の高い事業部制のような考え方の導入を検討する必要がある。

(4) 料金設定方式

利用者の多様なニーズに応えていくため，競合分野においては，サービスの提供について一層機動的かつ柔軟な対応が可能となるよう，例えば，料金決定手続の再検討等を行うことが必要である。

第3節 データ端末市場発展のための環境整備

利用者のデータ端末機器については，公衆電気通信設備への接続に際し，技術基準に適合しているか否かについて，電電公社・国際電電の審査・検査を受けることとなっている。

この技術基準は，公衆電気通信設備の損傷の防止や利用者との責任分界点の明確化等のために必要な技術的条件について，電電公社・国際電電が郵政大臣の認可を受けて定めている。

また，技術の進歩と利用形態の多様化に伴い，高度な機能を備えた各種の端末機器が出現していることから，端末相互間の円滑な通信を可能とするため，通信方式の標準化が必要となっており，現在標準化されたものについては「推奨通信方式」として郵政大臣が告示している。

データ通信回線利用の自由化の動向に即しつつ，データ端末機器及びその利用形態の多様化，コストの低廉化に対する経済・社会諸分野の要請を実現し，また，利用者の端末機器利用の容易性を増大させ，あわせてデータ通信機器産業の発展にも資するため，次の方策を講じる必要がある。

1. 技術基準の制改定に当たって広く国民の声が反映できる仕組の確立
2. 審査（個別審査，型式審査），工事検査等の簡素化及びそれらのあり方

に関する検討

3. 推奨通信方式に関する制度（審議機関，認証制度等）の検討

第4節　データ通信回線に係る料金のあり方

データ通信に専用的に利用できる特定通信回線の料金は，遠近格差が大きく，また，技術開発の推移からみても特に遠距離区間の料金は高いと考えられる。データ通信の振興を図り，情報化社会の進展に資するため，適切な料金体系に改める必要がある。

現行の特定通信回線の料金は，専用回線の料金との均衡を図って定められており，その専用回線の料金は，電話の通話料（法定料金）との均衡を図っているが，電話の通話料は，遠近格差が大きく，是正が要請されている。しかし，電話の通話料は，国民が広く利用するものであって，抜本的な是正が，特に近距離区間の通話料の引上げを伴うことから困難な実情にある。

そこで，特定通信回線の料金体系において，遠近格差の是正を図るための方策としては，回線料金の原価（適正な利潤を含む。）を明確にした上，電話の通話料及び専用回線の料金の遠近格差の是正の方向を見極めつつ，特定通信回線の料金体系を別に確立していく必要がある。また，適正な距離段階の設定についても実現を図っていくことが望ましい。

しかしながら，その実現に当たっては，料金の引上げを伴う場合の利用者の急激な負担変動，電電公社の収支状況に及ぼす影響等にも配慮しつつ，漸進的に進めることについても考慮することが必要である。

昭和５６年８月２４日

座長談話

本日，電気通信政策懇談会として，「８０年代の電気通信政策のあり方」についての提言を郵政大臣に提出した。

本提言は，昨年１０月に当懇談会が設置されて以来，その下部機構としての専門委員会・専門委員会部会等の検討・調査・研究活動と一体となって，１０ケ月余にわたって，７回の会合（臨時会合を含む）を開いて検討をすすめてきた結果を集約したものである。

提言は，長期的・基本的課題から当面の緊急課題までを含めて，その方向等を示しているが，長期的・基本的課題については，今後一層の検討・調査を要するものもあり，日々の行政ベースあるいは調査・研究プロジェクト活動等の中で対処されたり，あるいは公的な政策審議機関によって審議決定されるべきものもあろうが，当懇談会としては郵政省においてこれを具体化するに際しては，字句に拘泥することなく，よく提言の精神を活かすよう切に願うものである。更に将来にわたって，政策を決定した後に於ても，時宜を失することなく，その効果は常にフィードバックされ，適時適切に対処されることを願ってやまない。

また，本提言においては特に緊急課題として「データ通信回線利用の自由化問題」について，そのあり方を具体的に提言しているが，これは今後のわが国において情報化の促進が必要であり，そのための方策として，情報化の中心的役割を果すことが期待されている電気通信分野においてデータ通信回線利用の自由化を推し進めることが有効な政策であるとの認識にたって行ったものである。

この自由化の推進の結果，電信電話公社の施設を利用しつつ，公社とは別個の他人間の通信を媒介する類似したサービスの出現が見込まれ，これはいわゆる公衆電気通信業務であるので，これらについては公益的側面から利用者保護，通信の秘密の確保や公衆電気通信秩序の維持等の観点から，一定のチエックが必要と考えられる。当懇談会としてはこれを「許可制を含む何らかのチエック」という言葉で表現することとしたものであり，情報処理の中にメッセージスイッチングが含まれる場合，何らかのチエックはあるものの直ちに許可制のもとにおかれるということを意味するものではない。

どの範囲までのものが許可制のもとにおかれるかについては，郵政省における今後の法的措置の検討等の中で具体的に整理されることとなろうが，当懇談会としては基本的には，できるだけ自由な利用が認められるようになることを願うものであることを申しのべておきたい。

資料8

今後における公衆電気通信事業のあり方

1981年10月

全国電気通信労働組合

１９８１年１０月

全国電気通信労働組合

今後における公衆電気通信事業のあり方

はじめに

１９８０年代に入って電電公社の事業運営に対し，多くの批判，意見が出され，最近の第二臨調第一次答申では，「経営の効率化を促進するとともに，巨大化した事業規模の適正化，組織の活性化を図るため，事業の分割，民営化等をふくめ今後の経営形態を根本的に見直す」との方向が示され，検討が開始されています。

わたしたち全電通はこの情況を８０年代におけるパブリック・セクターの役割が問い直されているものと受けとめ，電気通信事業に働らく労働者の社会的責任として「国民のための情報通信」実現の立場から「民営化に反対し，電気通信事業の改革をはかる」ため，つぎの態度を明らかにします。

１　理由なき民営化論

今日，行政改革の立場からの民営化論は，

①　国の支出を削減して「小さな政府を」

②　官業は非効率である

③　民業を圧迫し，民間の活力を阻害する

④　官業としての使命は終った

にあるといわれ，これに加え，電電公社の不正経理に代表される独占の体質に対する批判から主張されています。

しかし，電電公社に関しては，①国の財政から全く補助されておらず，逆

に１９８１年度から四年間毎年1,２００億円を国庫納付し，国の歳入増に寄与しています。②非効率が指摘されていますが，アメリカの民間企業である電話会社（ＡＴＴ）の生産性．職員一人当り電話機数でみた場合１９７９年度，電電公社２０５個とＡＴＴの１６５個を大きく上廻っています。また，電話の完全充足，自動化１００％はすでに達成されています。

問題は，公社発足の主旨であった公共性を維持し，効率的な経営が拘束と統制の強化によって自主性が狭くなり，効率を発揮したくとも機動性がないことであります。③民業圧迫論は，利用者，国民としては，公営であれ，民間企業であれ，情報通信に関し，良品，低廉のサービスを求めているもので論理のすりかえであります。④使命終了といいますが，電気通信事業は，現在4,０００万におよぶ加入電話のサービスを提供し，今後の需要にも応えていく役割をもつとともに，情報化の進展にともないデータ通信，ファクシミリ等の新たなサービスのためより便利で，より豊富な，より安いネットワークが要求され，それに応えるシステムの建設が求められ，情報化時代の使命は大きいと考えます。

以上のごとく，今日の電気通信事業に対する民営化論は，その論拠が不明確なものであります。

２　わたしたちが提起する公衆電気通信事業のあり方

Ｉ　基　本　原　則

わたしたち全電通は，民営化論には反対でありますが，現在の電電公社の経営については，多くの意見をもっています。それは，①古い独占時代の体質が残留し，今日の社会的ニーズに対応し切れてない。②拘束と統制が経営の自主性を失なわしている。③不正経理に代表される経営体質の改

善を早急に行ない，国民の信頼をとり戻す必要がある。

この立場から，情報化時代における公衆電気通信事業体のあり方は，「社会のすべての部門に最良のサービスを提供し，経済資源を最適な方法で利用すること」ならびに，「このサービスを適正な料金で提供することにある」との立場にたちます。

したがって，今後の電気通信事業の基本は，

(1) 電気通信ネットワークは国民の共有財産であって，特定のものの利益のみを追求する利用は許されません。また，電気通信ネットワークの社会性が拡大していることから，巨大な外国資本が介入することになれば，わが国の国民経済が左右されることにもなりかねません。

(2) 民営化や分割が行なわれた場合，利潤を目的とする企業活動は，収益の如何によって，料金，サービスに地域別格差を生じ，「あまねく公平」の原則が失われます。

ことに，電気通信は全国的規模で双方向性を有し，東京でかけた電話と北海道でかけた電話料金が異なることは「あまねく公平」の原則に反します。

(3) この立場から経営形態のあり方については，公共性を維持・発展させていくため公共企業体として，その経営に民間の長所をとり入れたものとしていきます。

(4) 事業の運営にあたっては，公開・分権・参加と自主性の確立をはかります。

(5) 情報化の進展に対しプライバシーを保護します。

II 私たちのめざす公衆電気通信事業

情報化の進展のなかにおける公衆電気通信事業体の役割は大きいものが

ありますが，このなかで出現してきたすべてのサービスを独占的に提供することは困難であり，また，社会的に容認されません。この立場から，

(1) 情報化の進展に伴って，国民生活の向上

福祉の充実をはかり，国民経済の発展に寄与するサービスの提供を行ないます。

(2) 電信電話サービスは今後も一元的に提供していきます。

(3) 電信電話ならびにデータ通信，ファクシミリ網などのネットワークについても一元的に所有し運営していきます。

(4) データ通信，ファクシミリサービス等は，民間と公正競争を行なっていきます。また，今後，新たなニーズに対する新サービスについても積極的に対応していきます。

(5) 通信回線（網）の利用については，電信電話的業務を行なわないことなど一定の規制を行なうもののほかは自由化とします。

(6) 端末については，ほとんどが自由化されてますが，基本サービスの電話機（本電話機）についても民間も販売可能となるようにします。

(7) 情報化の発展を展望し，以上の社会的責任を果すため必要な建設投資を行ないます。

Ⅲ 公正な競争条件の設定

公衆電気通信事業体と民間の競争分野が生じることにたいし，競争を公正に行なえる条件を整備していく必要があります。そのため，

① 料金，制度，業務の範囲など，現行の法制上の規則の緩和と認可制の再検討を求めていきます。

② 税制上の優遇措置を再検討し，税金についても支払う方向で具体化をはかります。

3　新しい時代に対応する経営のあり方

(1)　独立採算制を貫くとともに，経営の自主性を保障し，国民の負託に応える経営とします。そのために，

①　予算（投資を含む）は，細目にわたって議決する拘束制度を改め，総枠について国会の承認をうるようにします。

②　料金の法制定制を緩和します。具体的には，

ア．公共的必要余剰を含めて料金の決定原則について国会で決めます。

イ．基本的な料金（基本料，通話料等）は，電気通信審議会の審議を経て郵政省の認可により定めます。この際公聴会等によって，十分利用者，国民の意見を反映させます。

ウ．料金体系は公平を原則とし，新たな時代に適合するように見直します。

但し当面は，グループ料金制の実施により，道一つ隔てて市外通話といったような不公正をなくします。

エ．競争サービス・商品については，市場原理により自主的に決定します。

(2)　制約されている当事者能力の拡大をはかります。当面は人件費の移流用，収支差額の一部について自主的運用を可能となるようにしていきます。

(3)　労働者の企業努力が報いられる制度を確立するとともに，働き甲斐のある職場を確保します。

(4)　スト権は民間なみとします。

4　開かれた事業とサービスの拡充

(1)　経営内容や計画を広く国民に公開し，経営をガラス張りにします。

(2) 地域社会の要請に応じたサービスを柔軟に提供するために，本社による統制強化を改め，地方分権を拡大します。

(3) 経営委員の有償化による責任制の確立等，経営委員会の強化をはかるとともに，現行の監事制度を発展させて専門家を含む監査委員会を設置し，経営に対する内部牽制体制を強化します。

(4) 利用者，国民の立場にたってサービスを提供します。その基本は，

① 公　平……誰でも，どこでも

② 正　確……良い品質，無事故

③ 迅　速……す早い対応

④ 親　切……利用者の立場にたった応待

⑤ 低　廉……安い料金

(5) 具体的サービスとしては，

① 近い将来，電話，ファクシミリ，コンピュータなどが自由に接続出来る高度情報通信システムの形成をはかっていきます。

② 当面は，

ア．１軒１電話を最低に普及をはかります。

イ．無電話地域の解消をはかります。そのため離島・過疎地の通信手段の開発，ならびに，加入区域制を廃止します。

ウ．料金については公平で格差の解消をめざしたものとします。

エ．福祉の電話の拡充と救急医療システム，心電図伝送の普及。

オ．データ通信，ファクシミリ通信，移動体通信の大衆化，さらに，公共的データ・ベースシステムの提供。

カ．災害対策の充実強化をはかります。

5　経営に対して国民，労働者の意思の反映の場を確立します

(1)　長期的には電気通信監理委員会を頂点として，国民的なチェックの体制を確立し，公的独占の弊を徹底して排除します。そのためには電気通信監理委員会は適正な構成による高度な行政委員会とします。

(注) 公企体に民間公益事業と同様の経営の自主性を保障するとともに，公的コントロールの場としての行政機関の設置の構想は昭和３９年の第一次臨時行政調査会の答申において提起されています。

(2)　当面の課題としては，郵政審議会より電気通信審議会を独立させ，民主的な構成のもとに運営し，電気通信事業の運営において必要な課題について検討します。

(3)　現行の利用者委員会を県レベルに拡大し，利用者，国民の意見の反映の場を充実するとともに，それを事業運営に活かし切るために，電電公社に全社的な体制を確立します。

6　雇用・労働条件等

(1)　全電通労働者の雇用保障，ならびに関連産業労働者の雇用保障

(2)　働きがいのある職場

(3)　労働者の努力がむくわれる制度など新時代に対応する労働条件の確立

(4)　技術変化に対する技能向上訓練の拡充

資料9

電気通信制度の転換期に際し

新たな情報ネットワーク化社会展望のための提言

昭和５６年６月９日

オンライン推進委員会

改め

汎ネットワーク推進委員会

委員長 稲　葉　秀　三

目　　次

A　新たな情報ネットワーク化社会展望のための提言 … 5

B　情報と通信をめぐる諸情勢の変化と進展 …… 9

参考　電気通信制度をめぐるオンライン推進委員会
１０年の回顧と諸提言 …… １７

提　言　項　目

1．　有線，電波，公衆法等の統一見直しによる自由，多彩な民間情報ネットワークの建設

2．　柔軟な料金政策による自由活発な回線利用体制

3．　付加価値通信事業の許容によるわが国独自の民間ハイ・レベル・ネットワークの実現

4．　衛星通信方式の自由利用による新宇宙ネットワーク産業の形成

5．　VIDEOTEX，TELETEXT，CATV 等と，従来の情報サービスとの相互位置づけを明確化することを含め，新時代の画像情報システムの実現

6．　情報サービス分野における官公民の役割分担の明確化と公正競争原理に基づく市場形成

付　伝えられる当面の回線自由化中心問題点に関する当委員会意見

はじめに

当委員会は１０年にわたりオンラインシステムを推進するため，ユーザーの立場に立った提言，主張を発表してきました。

現在，通信回線制度について，新らしく一つの転期が来ていると思われますが，当委員会としては，若干のネガティブ・リストを検討すること以外の制限は一切不用であると指摘するに留め，当委員会が１０年来かわらず主張してきた点については，昭和５３年度の基本提言等を参考までに付し，以下に新らしい将来展望のための意見を表明することとします。

最近，いわゆるニューメディアの台頭が予告されています。しかし，これらについてはやはり複雑な制度問題が内在しています。そこで当委員会は，オンライン・オンエアを問わず，音声・データ・画像を問わず，情報処理サービス・情報提供サービスを問わず，委員会として関心を持つ分野を拡大し，オンライン推進委員会を汎ネットワーク推進委員会と改称します。そして，従来のオンライン情報システム以外にも，必要に応じ，ＶＩＤＥＯＴＥＸ，ＴＥＬＥＴＥＸＴ，ＣＡＴＶ等について制度的観点から調査研究を行うとともに積極的に発言し，それらのニューメディアが国家社会に有益なシステムとしてユーザーの役に立つよう新らしく力をつくしたいと思います。

A　新たな情報ネットワーク化社会発展のための提言

1　現行の回線利用制限思想を根本的に転換し，有線電気通信法，電波法，公衆電気通信法等を新時代に即した斉合性のあるものとするための全面的な見直しを行って，自由で創意に満ち，多彩な諸種の民間情報ネットワークの建設を容易にすること。

2　これからますます複雑化し多様化する情報処理サービスおよび新しい情報サービスに対しては，電信電話料金とは別個の料金体系を適用すると共に，過渡期においては，ユーザーが利用しやすい柔軟な料金を設定し，新らしい回線や網を多くのユーザーが利用できるようにすること。

3　通信回線の付加価値提供サービスを早急に認め，技術的に高度で効率的な，わが国独自の民間ハイレベル・ネットワークを実現すること。

4　衛星通信の民間における効率的な利用に関する基本方針を早期に決定し，宇宙産業の一環としての新宇宙ネットワーク産業の形成を実現すること。

5　企業情報システムとしてのＶＩＤＥＯＴＥＸ等，新しいメディアの諸条件を早期に検討し，これらのシステムと通常のオンラインないしオンエア情報処理サービスのかかわり，相互位置づけもあわせて検討の上明確にし，新時代にふさわしい民間画像情報システムを実現すること。

6　情報サービス産業分野においては，官公民の役割分担を明確にし，民業が主体である分野では競争原理に基づく公正な市場の形成を実現すること。

付　伝えられる当面の回線自由化中心問題点に関する
　　当委員会意見

頭記の件に関し，次の意見を表明します。

1　メッセージ交換は完全自由とすること。

第１にメッセージ交換の定義がそもそも困難であり，規制基準作成の可能性にも疑問があり，想定される実害は見当らないことを考えるとき，メッセージ交換は完全に自由とすべきであります。

音声とか，いわゆる内容の変更を伴わない情報としてのメッセージや，データ，画像などの伝達，処理がすべてディジタル化の方向にあり，しかもそれらの諸情報が混合，融合して利用されてゆくとき，なにがメッセージであるか，ある複合伝達情報のうちメッセージの占める割合はどの程度かなどの定義や判定は不可能となっています。このような現実の姿を無理に規制しようとすれば，メールボックスの二の舞となります。

いずれにしてもメッセージ通信とかメッセージ交換などの是否を論ずる時代は過ぎ去っています。

第２に，設備サービスとの均衡論もあります。設備サービスは，メッセージ交換が可能で，民間のサービスシステムはメッ

セージ交換は可能でないということは明らかに不公平であります。

2　相互接続の自由化に伴ない，いわゆる「公—特—公」接続は，一定の明示のネガティブ・リストを前提の原則自由とすること。

第１に，公—特—公の実現により，ある程度のクリーム・スキミングは発生するかもしれませんが，高価なコンピュータを使ってメッセージ交換を目的とするようなことは考えられません。しかし，データ処理の場合，公—特—公によるシステム・メリットは明らかなものがありますから，問題は誰の利益を主に守るべきかという点にかかります。やはりこれはユーザーの利益がまず考えられ，少くとも，ユーザーの利益とキャリヤの利益の調和点が客観的に求められるべきであると思います。

上の趣旨に従えば．公—特—公は原則自由とし，ただ明示のネガティブ・リストをユーザーを含めた関係者の合意の下に作ることを提言します。

ただし，公—特—公を許認可制の対象としてこの問題の解決を計る方向には賛成できません。なぜならば従来の個別認可制については．１０年の運用の後，ユーザーとして実務上見当がつかず，時間がかかり，自由申請権はなく，あまりにも疑問のみの多い制度であったからです。

B　情報と通信をめぐる諸情勢の変化と進展

1　現実にそぐわない現行回線利用制限

現在の回線利用制度は，その内容が制限的なもので，経済・社会の発展を著しく阻害しています。昭和４６年公衆電気通信法改正当時に比べれば，相当な業務関係などの諸条件が認められなければ複数の者が一諸に回線を使えないという共同使用制限などの規定は，産業組織・構造の急速な変化にますます対応できなくなっています。

また，他人使用制限は昭和５１年に一部緩和されましたが，この緩和でなお解決できない種類のコンピュータ／コンピュータ・ネットワーク実現のため，メールボックス・システムが採用される場合があります。このような現象は制度の不自然さから生ずるもので，好ましいものとは思われません。

なお，新データ網においては，すべての利用制限は解決されるといった誤解を招く解釈が一部に行われています。このＤＤＸは誰もが誰にでも通信できる加入網の性格を持っていますが，同じ加入網であるいまの公衆通信回線と同じように，制度の上ではデータのやりとりについて特定通信回線に準じた制約を受けます。この点に誤解があるためにユーザーは困却し，メ

ーカーは対応に苦慮しているケースもあります。

(注) メールボックスは，一種の苦肉の策で，制度上困難なコンピュータ／／コンピュータ・ネットワーク――たとえばあるコンピュータについて情報の通りぬけを許さないという制約があるとき，甲からコンピュータのメモリ（メールボックス）に情報を送りこみ，乙からあらためてそのメモリ（メールボックス）まで情報をとりにゆき，結果として，情報の通りぬけに近い効果をあげようというもので，メールボックスが意味をもつシステムもありますが，上のような使いかたは，効率の良いものではありません。

2 ユーザーにおける諸技術レベルの向上

最近における民間オンラインユーザーの技術，システムレベルの発展にはめざましいものがあります。

入出力する情報は，音声，データ，画像と多様化し，それらが，融合して使用されるに至っています。

もはやメッセージ通信の定義や可否を論ずる時代ではなくなりました。そして，提供回線あるいは網の種類の増加に伴い，ユーザーは諸種の制約に当惑しながら対処を計っている現状です。さらに，素子性能の向上と価格低下により，官・公・民を通じ，情報の蓄積が急速に高まり，流通（伝送）条件さえ整えば，データベースとしてより高度な社会的利用が可能な段階に立ち至っています。

3　国際的外部条件の影響

昭和５５年から実現したＩＣＡＳの利用は急増しています。

ＩＣＡＳによってもちこまれたデータベース・サービスはかつてアメリカの政府資金により育成されたデータベースが，アメリカで許されたＶＡＮ（付加価値通信網）という媒体によって進展したものです。

標準的なＶＡＮともいえるＤＤＸ時代のわが国でも，特殊専門的なＶＡＮは，依然として必要であると思われます。またＦＣＣ（連邦通信委員会）のいわゆる第二次コンピュータ調査の最終決定はわが国にも思想的に大きき影響を投げかけています。なおまた，ヨーロッパ諸国の回線規制はわが国に比べ案外緩く，逆にわが国のように基幹通信業者が情報処理業務を大規模に兼営している例は他にありません。

（注１）

ＶＡＮというのは，通信回線で単純に情報を伝送するだけでなく，求めに応じて情報を回線網内に一時蓄積したり通信速度を変更したりすることのできる特殊な通信網（事業）のことです。

（注２）

アメリカＦＣＣの第二次コンピュータ調査最終決定では，回線設備を自分で持つ基幹通信事業者に対しても情報処理分野への進出を許す（ただし，ＡＴＴについては別会社で行うことを要求する）一方，情報処理業者に対しては従来のような情報処理・通信処理などの概念分

類とそれに基づく規制を外して自由な行動を許し，７６年における回線再販売許可と並んで，アメリカの情報処理産業の急速な成長を約束しています。

4　衛星通信の発展

アメリカの民間衛星通信会社ＳＢＳは既に本年１月から試験的営業を始めました。わが国においても，もし，民間の創意と工夫が十二分に活用できる体制になれば，すぐれた衛星通信システムが実現すると思われます。

技術的には，十分可能なわけですが，やはり電波法に基づく制度的な問題のために，現在自由な双方向衛星通信を行うことはできません。国際的な関連もありますが，この点の障壁を緩和し，民間で経済的にも可能な関連情報システムが開発される方向を期待したいと思います。

5　新情報メディアの出現

わが国でも先進的なＣＡＴＶ（双方向有線テレビ網）都市の実験が早くから行われていますが，実験を超え一般化する機運はまだ見られません。それは，これらの実験においてユーザー側のコスト負担に関する検討がまだ十分ではないのではないかと思われる点と，現行回線制限の下では，民間で自由なＣＡＴＶ都市の実現が困難であるからです。

一方，ビデオテックス（ＶＩＤＥＯＴＥＸ，双方向有線画像情報システム）やテレテキスト（ＴＥＬＥＴＥＸＴ，文字多重放送型画像情報システム）といった画像システムがイギリスで始まり，アメリカではペイ・テレビ（有料／番組呼出ＴＶ）が商用化し，わが国でもＶＲＳ（ビデオ・レスポンス・システム，電電公社の高度映像情報実験システム）などのシステムが実験されています。

光ファイバー技術や画像用大容量記憶媒体の利用などは既に経済的に可能な段階に達していますから，民間でこれらの画像システムを将来実現することは，不可能ではないと思われます。しかし，その場合は，まず，電波を含む諸種の通信利用制限に制約されます。これらのニューメディア，画像情報サービスの普及は世界の大勢ですから，わが国でも遅れることなく，民間の創育工夫を発揮できる場を持つ必要があります。

6　オフィス・オートメーション

オフィス・オートメーション（ＯＡ）の定義はまだはっきりしているとはいえません。

少くともいえることは，ＯＡが単に多種多様なオフィス・コンピュータ，ワードプロセッサ，ファクシミリ，インテリジェント・コピヤなどのスタンド・アローン機器の陳列ではないで

あろうということであります。ＯＡの行きつくところは，これらの機器がネットワークで相互に接続され，分散した情報処理機能と情報蓄積，情報検索，情報転送能力などを最大限に発揮させることだと思います。そして，そのようなＯＡネットワークは，現在すでに企業内システムとしての萌芽が見られますが，回線利用制限の壁がなくなれば，さらに開放的な，ＯＡの輪の広がりとつながりが期待できると思われます。

7　料金問題

近年における情報伝送技術の革新にはめざましいものがあります。

特にデータ通信関係は，伝送技術革新の影響を最も大きく受けている分野です。回線あたり，あるいは単位情報量あたりのコストは急速に低下しています。また，データ通信回線サービス部門の収支率は非常に良いと推定されます。したがって，データ通信については，通常の電話料金体系と切り離した，別個の料金体系を適用すべきだ，という主張は，当委員会がくりかえし述べてきたところです。

さらに，現在においても，データ通信の場合，距離の遠近による通信コスト差は非常に少ないものと思われますし，今後さらに衛星通信や光通信が実用化されるあかつきには，通信料金

と距離とは無関係になってゆきます。これに上記のようなデータ通信回線サービス収支の収益状況をあわせるならば，データ通信においては，近距離料金の値上をしなくても，遠距離料金の低減が可能だと思われます。

以上のような諸点について，十分ユーザーの声を反映する料金設定手続と柔軟な料金政策が望ましいと思われます。

通信制度をめぐるオンライン推進委員会
１０年の回顧と諸提言

1. 昭和４４－４６年　第一次回線開放運動

当委員会はアメリカの回線事情を多岐詳細にわたり調査報告し，一方当時のＭＩＳ視察によりアメリカにおけるオンラインシステムの開発に驚嘆した財界その他の協力を得て，第一次回線開放運動が行われました。

この運動は，ひとまず，昭和４６年の公衆電気通信法改正による，データ通信回線サービスと，データ通信設備サービスの実現という成果に結実しました。

2. 昭和４７－４８年　回線使用啓蒙運動

この時期に，当委員会は電電公社，日本情報センター協会の協力の下に，連月，オンライン相談室を開催して，コンピュータと回線の結合によるオンラインシステムの啓蒙に当りました。

3. 昭和５０年　第二次回線開放運動

数年にわたる第一次回線開放の結果の実態を分析し，制度が不十分であることを認めましたので，主として他人使用制限に関する制度緩和を提唱しましたが，昭和５１年，他人使用制限一部緩和が実現しました。

4. 昭和５３年　オンラインシステム推進に関する基本提言

当時，データ通信振興法案提案 ― の動きがあったため，４６年以来の当委員会の主張をまとめて，基本提言としました。当委員会の主張の骨子は，

有線電気通信法，電波法，公衆電気通信法３法の，オンラインシステムに対し斉合性ある全面見直し，という点に中心があり，この主張は終始変りません。

5. 昭和５５年　新データ網サービスに関する意見書

新データ網 ― ＤＤＸ ― 発足にあたり，民間ＶＡＮを予想してＤＤＸ付加機能を限定しておくべきこと，国内データ網と国際データ網の斉合性の必要性等を指摘し，併せて旧来の利用制限撤廃論に及んでいます。

6. オンライン化実態調査　昭和４５年以降継続毎年実施

オンラインシステムの詳細な使用実態調査を，民間で唯一継続実施し，発表しています。

第二次回線開放運動の提唱

（昭５０．４．１３）

― わが国オンライン化推進のための郵政大臣宛要望の具体的内容 ―

日本情報開発協会
日本情報センター協会　連名
ユーザー団体連合会

1. 基本的要請

(イ) 「通信」概念からの開放
　独占前提の法制展開からの転換

(ロ) 有線法，公衆法，電波法等において上記(イ)に基づき諸規定の整備（法令），共同使用・他人使用業務関係等制限撤廃（法，令），異種線接続の開放等

(ハ) 「準公衆通信事業者」の概念，内容の明確化
　― VAN(Value Added Network)許容の検討

(ニ) 特定回線料金体系の電話回線料金体系からの切り離し，低廉化

2. 早期実現要請

(イ) オンライン情報処理に係る限り(a)メッセージ通信制限解除(b)「一の電算機と一の端末に終始する」規定の撤廃（公衆法施規１４条の１３）

(ロ) 今回の特定回線の料金アップはやむをえないが予想される電話料金改訂の際，影響なきこと

(ハ) 新料金体系計画のとき ― １年以上前に示唆

(ニ) 新伝送網計画のとき ― １年以上前に示唆

(ホ) 公社情報処理サービスと民間計算センターの競合問題解決のための非公式・継続・懇談機関設置案 ― 当局，民間業者，第三者

オンラインシステム振興に関する提言

昭和５３年１２月

オンライン推進委員会

オンラインシステム振興に関する提言

（昭和５３年１２月）

記

1. 基　本　提　言

(イ)　『情報処理設備，ソフトウェア，通信設備と，それらの機能が統合されたシステム』として，オンラインシステムを把握すること

(ロ)　上記理解に伴なう関連諸法制等の整備

2. 基　盤　整　備

(イ)　諸標準化，諸互換性等促進体制の強化

(ロ)　オンライン化促進財税制の強化

3. 端末機設備推進対策

(イ)　標準化，互換性向上と，中堅・中小企業へのオンライン化浸透をはかるための端末機の開発，製造，流通に関し積極的な施策が必要

(ロ)　メーカーの努力と共にユーザーの協力が必要

4. ソフトウェア対策

オンライン関連ソフトウェアの開発，流通等につき，さらに積極的な施策が必要

5. 現行通信回線利用制度の転換

(イ)　基本的要請として，第１項の基本提言に基づき，統合された概念としてのオンラインシステムについては，メッセージ通信を「主」たる目的とする場合を除き，一切の回線利用制限撤廃が妥当な要望であり，オンライン進展のため必須な転換であることを強く提言

(ロ)　早急に必要な当面の措置

(a) 共同使用における業務関係範囲拡大，メッセージ通信制限解除

(b) 他人使用における端末の一電子計算機限り接続制限解除，メッセージ通信制限解除

(c) 相互接続につき，個別認可制から基準認可制への変更

6. ディジタル網利用の根本理念

(イ) ＤＤＸ，ＶＥＮＵＳは，交換網であるその本質に則り，また新ネットワークとしての使命のため，妥当な技術基準以外，一切の利用制限のないことを要望

(ロ) ディジタル網へのアクセスについては，方法，条件，料金等につき利用者の便宜のため十分な配慮を要請

7. 回線料金

(イ) 現行特定回線料金体系の，電話料金体系リンク思想からの脱却 ― 遠距離料金軽減，料金水準の各国平均水準に比べて同等または同等以下への低廉化

(ロ) ディジタル網についての新構想による料金体系と，料金水準の各国平均水準に比べて同等また同等以下への低廉化

(ハ) 夜間休祝日割引料金制，バルク料金制等の広汎な導入

(ニ) 料金新設改訂手続の明定化 ― 実際の利用者の意見事前聴取，取り入れ

8. サービス体制

(イ) 夜間，土日祝日保守態勢の整備

(ロ) 回線利用申請手続の簡素化，迅速化

9. 準公衆通信事業者制導入の検討

民間ＶＡＮ業者許容検討の必要

10. 苦情処理機構

回線提供不認可または付条件や，設備サービスと民間センターの競合問題等の案件の処理を目的とする苦情処理機構の設置

11. ハードウェア・メーカーへの要望

(イ) ハードウェア先行，ソフトウェア不備傾向の是正

(ロ) 互換性の拡大

(ハ) マニュアルの平易化

新データ網サービスに関する意見書

昭和５５年３月

オンライン推進委員会

新データ網サービスに関する意見

（とくにパケット交換サービスについて）

1. 新データ網における付加機能の限定

新データ網の付加機能は，現在までに公表された範囲に限定され，情報処理・情報検索機能を含ましめないことが望ましいと考えます。

2. 準公衆通信事業（民間付加価値通信事業）の認容の必要

民間においても，その回線を利用して自由に他人のために付加価値通信サービスを展開できるようにするのが，このサービスを提供する側についても，またこのサービスを享受する側についても有用であり，わが国オンラインシステム発展のため望ましいと考えます。

3. 回線／端末・電算機等／インターフェースの規準などの公平性と利用者負担限度

回線／端末・電算機等／インターフェース規準やパッド（パケット／アセンブラ／ディスアセンブラ）の規格は，国際標準の動向を顧慮すると共に，各種の端末・電算機等に対し広汎かつ公平に対応しまたはこれらを収容する規準・規格であることが望ましいと考えます。

また，万一将来インターフェース規準が変動するとき，その影響は，すべて網側（通信事業者側）で吸収されることが望ましいと考えます。

4. 国内データ網と国際データ網の利用規準等の斉合性の必要

わが国の国内新データ網サービスと国際加入データサービスとの間で，技

術規準，利用方式等につき必要充分な斉合のとられることが利用者の便宜上望ましいと考えます。

5. 料金の各国水準同等または同等以下への低廉化の必要

パケット交換サービス料金は，パケット交換の本質に鑑み，また安価な欧米各国の例を参照し，各国水準同等または同等以下に設定されることが望ましいと考えます。

6. 回線利用制限撤廃の必要と新データ網の利用便益上の位置づけ

現行回線利用制限存置のままでは，新データ網をどのように位置づけるにせよ，ネットワーク構築条件の複雑化，混乱のおそれなしとしません。現行回線利用制限が早急に撤廃され，各種回線についてそれぞれ利用上の便宜にかなう位置づけがなされることを期待したいと思います。

7. 競合問題の回避

従来からのデータ通信設備サービスと民間情報処理サービス業者との競合問題に加え，将来データベースサービスなどで公衆通信事業者と民間情報提供サービス業者の競合を懸念する声があります。このような懸念が杞憂に終るような関連事情の推移ないし配慮を望みたいと思います。

8. オンラインシステム振興に関する提言の再唱

当委員会は，昭和５３年１２月，オンラインシステム振興に関する詳細な提言を行いました。パケット交換サービス問題は全体のオンライン問題の一環としてとらえる必要がありますので，同提言本文を再添付し，再び同提言

諸項目の必要性，重要性を強調したいと考えます。

原本（持出厳禁）	
受　付 No.	C－11
受付年月日	
作　成　課	